

保税工場許可期間の更新公告

下記保税工場については、関税法第 61 条の 4 の規定により許可の期間を更新したので公告する。

令和 8 年 8 月 7 日

名古屋税関長 杉山 真

記

- 被許可者の住所及び名称
神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目 4 番 2 号
ジャパンマリンユナイテッド株式会社
- 保税工場の名称及び所在地
ジャパンマリンユナイテッド株式会社津事業所保税工場
三重県津市雲出鋼管町 1 番 3
三重県津市雲出鋼管町 1 番地 3
三重県津市雲出鋼管町 1 番地 3 地先
- 更新した期間
自 令和 8 年 9 月 1 日
至 令和 14 年 8 月 31 日